

佐倉市水道事業供給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給水申請者（以下「申請者」という。）に対し佐倉市水道事業から水道水の供給をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、上水道の整備に関することについて、事前に佐倉市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議するものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する場合において、1日の最大計画給水量が5^m未満のときは、この限りでない。

- (1) 配水管（配水補助管も含む。）の布設及び布設替えが必要な場合
- (2) 開発面積が500^m以上の場合
- (3) 建築物を建築しようとする場合であって、当該建築物の1階を除く延床面積と敷地面積の合計が500^m以上のとき
- (4) 開発行為又は土地区画整理事業による協議が完了後の区画割変更に伴う給水管取り出しを必要とする場合
- (5) 将来的に宅地造成等の開発事業を行う目的で、建築物の建築に先立って給水管の取出工事を実施する場合

(未給水地区に現に居住する者の申請者の条件)

第3条 前条の事前協議において、未給水地区に現に居住する者が個人で協議を行う場合のほか、次に掲げる要件を全て満たすものについては、佐倉市内の自治会単位で協議することを原則とする。この場合隣接する2以上の自治会の合意のもと連名での協議も可とする。

- (1) 一つの自治会内で敷地から敷地までの間が、約55m以内の連たんで継続される区域であること。この場合の連たんの判断をする敷地は、佐倉市開発行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年佐倉市規則第46号）第3条の規定による。
 - (2) 連たん区域内に居住する9割以上の世帯から要望があること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、別表第1に掲げるとおり連たん区域の末端からの布設延長が約200m以内の世帯も、連たん区域内に居住する世帯に含めることができる。

(費用負担)

第4条 前条の規定による協議に基づく工事のうち、管理者が必要と認めた国庫補助金採択基準に適合するものについては、管理者において当該工事に係る費用の一部又は全部を負担することができる。

(工事届出)

第5条 申請者は、協議完了後、工事の届出を行った上で着工するものとする。

(完成検査及び寄附)

第6条 申請者は、工事完了後、速やかに工事完成の報告及び検査の申込を行い、検査に合格したときは、給水管を除く当該施設を管理者に寄附するものとする。

(配水管布設基準)

第7条 公道、私道を問わず、原則として、給水管の縦断布設は行わず、口径75mm以上の配水管を布設する。

2 口径50mmの配水管の布設は、原則として、次に掲げる要件を満たすものについて可能とする。

(1) 給水戸数は、10戸を限度とすること。

(2) 布設の延長は、おおむね60m以内とすること。

(未給水地区に現に居住する者の配水管布設に関する条件)

第8条 第3条に規定する自治会単位の協議により配水管を布設する場合には、管理者と連たん区域内に居住する者は給水に関する契約を締結するものとする。この場合において、当該区域内に居住する者は、給水に関する契約書を次の期限までに提出するものとする。

(1) 第4条に該当する場合 事業実施年度の前々年度の3月31日

(2) 前号以外の場合 工事に着手する日の1か月前の日

2 第4条に該当する場合、前項に規定する給水に関する契約書の締結が、連たん区域内に居住する世帯の9割に達しない場合は、原則として事業を実施しないものとする。

(届出等の様式)

第9条 この要綱における、届出等の様式は、別表第2に掲げるところによるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の佐倉市水道事業供給要綱による原水分担金は開発負担金、給水負担金は加入負担金とし、施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行年月日)

- 1 この要綱は、平成2年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に協定したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協議したものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に協議したものについては、なお従前の例による。ただし、配給水施設工事申請書の提出を施行日後に行うときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。